



# 鳥取県公報

平成 27 年 3 月 17 日 (火)  
号外第 23 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県市町村創生交付金条例（５）（地域振興課）・・・・・・・・・・ 5
	鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例（６）（県民課）・・・・・・・・ 7
	鳥取県基金条例の一部を改正する条例（７）（財政課）・・・・・・・・ 16
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（８）（人事企画課）・・・・ 17
	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（９）（〃）・・・・ 19
	鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 （10）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（11）（業務効率推進課）・・・・ 25
	鳥取県附属機関条例の一部を改正する等の条例（12）（〃）・・・・ 26

## ==== 公布された条例のあらまし ====

## ◇鳥取県市町村創生交付金条例の新設について

## 1 条例の新設理由

市町村が地域の特性を活かして実施する事業を支援し、地方創生の推進を図るため、鳥取県市町村交付金に代えて、より自由度の高い鳥取県市町村創生交付金を交付する。

## 2 条例の概要

- (1) 市町村が地域の特性に応じて主体的に実施する事業に対して市町村創生交付金を交付する。
- (2) 市町村創生交付金は、市町村が、補助金その他の使途を特定された金銭の交付を受けることなく、その一般財源により実施する事業を対象とする。ただし、次に掲げる経費に充当することはできない。
  - ア 人件費及び旅費（規則で定めるものを除く。）
  - イ 施設又は設備の維持管理に要する経費
  - ウ その他市町村が支出しなければならないものとされている経費
- (3) 県は、市町村創生交付金を充当する事業については、市町村が(2)に違反していると認められる場合を除き、指示その他の関与は行わないものとする。
- (4) 市町村長は、市町村創生交付金を充当した事業の実績報告書の内容を公表するよう努めるものとする。
- (5) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成27年4月1日とする。
  - イ 鳥取県市町村交付金条例は、廃止する。
  - ウ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県行政手続条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

行政手続法の一部が改正され、法令違反の是正のために法令に基づく処分を求める手続が設けられるとともに、国の行政機関に対し行政指導の中止又は実施を求める手続が設けられること等に鑑み、条例等に基づく処分及び県の行政機関が行う行政指導について同様の手続を設ける。

## 2 条例の概要

- (1) 行政指導を行う者は、その相手方に対し、次の事項を示さなければならないこととする。
  - ア 処分をする権限を示して行う行政指導にあつては、当該権限を行使し得る根拠
  - イ 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠が法令又は条例等に置かれているものに限る。以下同じ。）にあつては、当該行政指導の根拠
- (2) 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた者は、当該行政指導をした行政機関に対し行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができるものとし、この求めがあった場合においては、行政機関は調査を行ってその結果を通知するとともに、必要があるときは行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないこととする。
- (3) 何人も、法令又は条例等違反の是正のための処分（条例等に基づくものに限る。）又は行政指導がされていないと思料するときは、その権限を有する行政機関に対し当該処分又は行政指導をすることを求めることができるものとし、この求めがあった場合においては、当該行政機関は調査を行ってその結果を通知するとともに、必要があるときは当該処分又は行政指導をしなければならないこととする。
- (4) 補助金等に係る行為について処分等とみなしてこの条例の適用対象とする規定その他の規定について、所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

## ◇鳥取県基金条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための新たな基金を設置する。

## 2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名称	設置目的
鳥取県和牛振興戦略基金	和牛の改良増殖を推進し、付加価値の高い牛肉の生産を促進すること。

(2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

### 1 条例の改正理由

義務教育費国庫負担金の算定基準額及び鳥取県の最低賃金の状況を踏まえ、公立学校の教諭等が心身に著しい負担を与える業務に従事したときに支給される教員特殊業務手当について、所要の改正を行う。

### 2 条例の概要

(1) 教員特殊業務手当の額を次のとおり引き上げる。

区分	手当の額
ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	1日につき 8,000円（現行 3,200円）
イ 児童若しくは生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務又は児童若しくは生徒に対する緊急の補導業務	1日につき 7,500円（現行 3,000円）
ウ 修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	1時間以上2時間未満 750円（現行 600円） 2時間以上3時間未満 1,500円（現行 1,200円） 3時間以上4時間未満 2,250円（現行 1,800円）
エ 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの	4時間以上5時間未満 3,000円（現行 2,400円） 5時間以上6時間未満 3,750円（現行 3,000円） 6時間以上 4,500円（現行 3,600円）
オ 部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日又は休日等に行うもの	
カ 農場等の管理業務、家畜及び家畜舎等の管理業務又は家畜等の分娩の補助に係る業務で夜間又は週休日若しくは休日等に行うもの	

(2) 被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認められる業務に従事した場合は、(1)の表のアの業務に係る手当の額に8,000円（現行 3,200円）を加算する。

(3) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

◇職員の特殊退職手当に関する条例の一部改正について

### 1 条例の改正理由

国家公務員の特殊退職手当に準じて職員の特殊退職手当の調整額を改定する。

### 2 条例の概要

(1) 退職手当の調整額を次のとおり改める。

- ア 第1号区分 65,000円（現行 50,000円）
- イ 第2号区分 59,550円（現行 45,850円）
- ウ 第3号区分 54,150円（現行 41,700円）
- エ 第4号区分 43,350円（現行 33,350円）
- オ 第5号区分 32,500円（現行 25,000円）

カ 第6号区分 27,100円（現行 20,850円）

キ 第7号区分 21,700円（現行 16,700円）

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成27年4月1日とする。

イ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣する公益的法人等を追加する。

2 条例の概要

(1) 公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるための職員の派遣先に、公益社団法人とっとり被害者支援センターを加える。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

◇鳥取県職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員等の定数を改める。

2 条例の概要

(1) 次のとおり職員の定数を改める。

区 分	定 数	
	改正後	現 行
知事の事務部局の職員	2,876人	2,888人
一般会計支弁に係る職員	2,866人	2,878人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,323人	2,318人
県立学校の職員	2,069人	2,064人
県費負担教職員	4,169人	4,207人

(2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

◇鳥取県附属機関条例の一部改正等について

1 条例の改正等の理由

県行政に関する調査審議を行う附属機関について、新設、廃止、所掌の改正等を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県総合教育会議など8の附属機関を新たに設置する。

(2) 鳥取県地震防災調査研究委員会など8の附属機関の名称又は調査審議する事項を改める。

(3) 鳥取県教育協働会議など13の附属機関を廃止する。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、平成27年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

鳥取県市町村創生交付金条例をここに公布する。

平成27年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第5号

### 鳥取県市町村創生交付金条例

(目的)

第1条 この条例は、市町村が地域の特性に応じて主体的に実施する事業を対象として県が市町村に交付する交付金（以下「市町村創生交付金」という。）に関し必要な事項を定めることにより、市町村が将来にわたって活力ある地域社会を形成していく地方創生の推進に資することを目的とする。

(市町村創生交付金の対象事業)

第2条 市町村創生交付金は、市町村が、補助金その他の使途を特定された金銭の交付を受けることなく、その一般財源により実施する事業を対象とする。ただし、次に掲げる経費に充当することはできない。

- (1) 人件費及び旅費（規則で定めるものを除く。）
- (2) 施設又は設備の維持管理に要する経費
- (3) その他市町村が支出しなければならないものとされている経費

2 県は、市町村創生交付金を充当する事業については、市町村が前項の規定に違反していると認められる場合を除き、指示その他の関与は行わないものとする。

(市町村創生交付金の交付額)

第3条 市町村ごとの市町村創生交付金の交付額は、基本交付額（市町村がその額を超えて事業を実施すれば必ず交付を受ける額をいい、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第1号に規定する標準財政規模の額その他の事情を勘案して規則で定めるところにより算定するものとする。以下同じ。）に調整交付額を加えた額とする。

2 知事は、毎年度4月15日までに、次の事項を市町村長に対し通知するものとする。

- (1) 当該年度における市町村創生交付金の総額
- (2) 当該年度における当該市町村に対する市町村創生交付金の基本交付額

3 知事は、毎年度3月15日までに、当該年度における市町村ごとの市町村創生交付金の交付額を決定し、次の事項を市町村長に対し通知するものとする。

- (1) 当該年度における市町村創生交付金の算定方法
- (2) 当該年度における当該市町村に対する市町村創生交付金の交付額及びその算定根拠

(実績報告等)

第4条 市町村長は、市町村創生交付金を充当する事業を実施した年度の翌年度に、規則で定めるところにより、当該事業の実績報告書を知事に提出するものとする。

2 市町村長は、前項の実績報告書の内容を公表するよう努めるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(鳥取県市町村交付金条例の廃止)

2 鳥取県市町村交付金条例（平成18年鳥取県条例第7号）は、廃止する。

(鳥取県市町村交付金条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に交付決定した廃止前の鳥取県市町村交付金条例第1条に規定する市町村交付金については、同条例の規定は、この条例の施行後もなおその効力を有する。

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第6号

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例

鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 行政指導（第31条—<u>第35条の2</u>）</p> <p><u>第4章の2 処分等の求め（第35条の3）</u></p> <p>第5章・第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 知事等 知事、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項その他の法令の規定により<u>処分をする権限を与えられた機関</u>をいう。</p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 申請 <u>条例等に基づき、知事等の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して知事等が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 行政指導（第31条—<u>第35条</u>）</p> <p>第5章・第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 知事等 知事、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項その他の法令の規定により<u>これらの権限に属する事務の委任を受けた者</u>をいう。</p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 申請 <u>次のいずれかの行為に該当するものをいう。</u></p> <p>ア <u>条例等に基づき、知事等の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して知事等が諾否の応答をすべきこととされているもの</u></p> <p>イ <u>鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第2条第1項に規定する補助金等及び貸付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条</u></p>

<p>(6) 不利益処分 知事等が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ 略</p> <p>(7) 行政指導 行政機関（県の機関（議会を除く。）をいう。以下同じ。）がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって<u>法第2条第2号に規定する処分</u>に該当しないものをいう。</p> <p>(8) 事前協議 <u>法第2条第3号に規定する申請</u>に先立ち、<u>当該申請を予定する者</u>（以下「申請予定者」という。）が当該申請の内容の適否について行政機関の応答を求めるために行う協議をいう。</p> <p>(9) 届出 知事等に対し一定の事項の通知をする行為（<u>法第2条第3号に規定する申請</u>に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の<u>法令上</u>の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第4章の2</u>までの規定は、適用しない。</p> <p>(1) <u>議会の議決によって若しくは議決を経て、又は議会の同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>	<p><u>第1項に規定する補助金等</u>をその財源の全部又は一部とし、かつ、<u>当該補助金等の目的に従って交付するものを除く。</u>）の交付を求める行為</p> <p>(6) 不利益処分 知事等が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ 略</p> <p>(7) 行政指導 行政機関（県の機関（議会を除く。）をいう。以下同じ。）がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって<u>処分（その根拠となる規定が法律及び法律に基づく命令に置かれているものを含む。）</u>に該当しないものをいう。</p> <p>(8) 事前協議 申請に先立ち、申請を予定する者（以下「申請予定者」という。）が当該申請の内容の適否について行う協議をいう。</p> <p>(9) 届出 知事等に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の<u>法律上</u>の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第4章</u>までの規定は、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>
---	--



(7) 略

(8) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導

(9) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、警察職員又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法令上直接与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導

(10) 略

(11) 略

(複数の行政庁が関与する処分等)

第11条 知事等は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する法第2条第3号に規定する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させないものとする。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の法第2条第3号に規定する申請に対する同条第2号に規定する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、知事等は、必要に応じ、他の行政庁と連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進を図るものとする。

3 一の事由に基づき複数の行政庁への法第2条第3号に規定する申請が必要となる場合について、知事等は、当該申請の際の負担の軽減を図るため、申請書及びその添付書類の簡素化、統一化等の必要な措置を講ずるものとする。

(申請に関連する行政指導)

第32条 法第2条第3号に規定する申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該申請をした者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請をした者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第33条 法第2条第3号に規定する許認可等をする権限又は同号に規定する許認可等に基づく同条第2号に規定する処分をする権限を有する行政機関が、当

(6) 略

(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導

(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、警察職員又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法令上直接与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導

(9) 略

(10) 略

(複数の行政庁が関与する処分等)

第11条 知事等は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させないものとする。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、知事等は、必要に応じ、他の行政庁と連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進を図るものとする。

3 一の事由に基づき複数の行政機関への申請が必要となる場合について、知事等は、申請書及びその添付書類の簡素化、統一化等の申請の際の負担の軽減を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(申請に関連する行政指導)

第32条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第33条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場

該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第34条 略

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が法第2条第3号に規定する許認可等をする権限又は同号に規定する許認可等に基づく同条第2号に規定する処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）に携わる者は、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該行政指導が前号の要件に適合する理由

4 行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方から前3項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

5 略

(事前協議の処理に関する異議)

第34条の3 事前協議の申入れをした者は、当該事前協議の処理に関し異議があるときは、行政機関に対し、その旨を申し出て、当該事前協議に対する適否の応答その他必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該事前協議の内容
- (3) 当該事前協議の処理に関する異議の趣旨及び理由

合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第34条 略

2 行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 略

(事前協議の処理に関する異議)

第34条の3 前条第2項の事前協議の申入れをした者は、当該事前協議の処理に関し異議があるときは、行政機関の長に対し異議の申出を行うことができる。

(4) その他参考となる事項

3 行政機関は、第1項の規定による申出を受けたときは、必要な調査を行い、その結果を当該申出をした者に対し通知するとともに、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該事前協議に対する適否の応答その他適切な措置を講ずるものとする。

(複数の者を対象とする行政指導)

第35条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項(以下「行政指導指針」という。)を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表するものとする。

(行政指導の中止等の求め)

第35条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置を講ずることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果を当該申出をした者に対し通知するとともに、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置を講じなければならない。

第4章の2 処分等の求め

2 行政機関の長は、前項の規定により異議の申出を受けたときは、当該申出の内容を調査の上、必要な措置を講ずるとともに、当該対応の結果を当該異議を申し出た者に対し回答するものとする。

(複数の者を対象とする行政指導)

第35条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表するものとする。

第35条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する知事等又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると  
思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 知事等又は行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果を当該申出をした者に対し通知するとともに、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。ただし、当該申出をした者以外のものの正当な利益を害するおそれがあると認められる場合は、当該申出をした者に対し通知することを要しない。

(写しの交付)

第37条 審査基準、標準処理期間若しくは処分基準又は行政指導指針を記載した書面の写しの交付を必要とする者は、当該写しの交付を求めることができる。

2～6 略

(県民の意見の聴取)

第38条 知事等は、審査基準、標準処理期間及び処分基準を定め、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を聴くよう努めるものとする。

2 略

3 行政機関は、行政指導指針を定め、又はこれを変

(写しの交付)

第37条 審査基準、標準処理期間若しくは処分基準を記載した書面又は第35条の規定により定めた事項を記載した書面の写しの交付を必要とする者は、当該写しの交付を求めることができる。

2～6 略

(県民の意見の聴取)

第38条 知事等は、審査基準、標準処理期間及び処分基準並びに第35条に規定する複数の者を対象とする行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を聴くよう努めるものとする。

2 略

更し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を聴くよう努めるものとする。

(書類の提出者への教示等)

第39条 知事等又は提出先機関若しくは条例等により届出の提出先とされている県の機関（知事等を除く。以下「届出先機関」という。）は、当該知事等又は提出先機関若しくは届出先機関に申請又は届出に必要な書類の提出をしようとする者又は提出をした者（以下「提出者」という。）に対し、提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第2項又は鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第2条に規定する公文書としてこれらの条例による開示の請求の対象となることを教示するものとする。ただし、書類が郵送その他の持参によらない方法により提出された場合であって教示をするために別に費用を要するときは、この限りでない。

2 知事等又は提出先機関若しくは届出先機関は、前項ただし書に該当する場合であっても、提出された書類の補正を命ずるときその他の提出者に対する連絡を行うときは、当該提出者に対し同項本文に定める事項を教示するよう努めるものとする。

3 知事等又は提出先機関若しくは届出先機関は、提出を求める書類は事務に必要な最小限の範囲のものとすることに留意するとともに、提出者の求めに応じ、当該書類の提出を求める理由を示すものとする。この場合において、提出者は、当該書類を提出する必要性がないと料するときは、知事等又は提出先機関若しくは届出先機関に対し、その旨を申し出ることができる。

4 前項後段の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該申請又は届出の根拠となる条例等の条項

(3) 当該書類を提出する必要性がないと料する理由

(4) その他参考となる事項

5 知事等又は提出先機関若しくは届出先機関は、第3項後段の規定による申出を受けたときは、当該申出の内容を検討し、当該検討の結果を当該申出をした者に対し回答するとともに、必要があると認めるときは、書類の提出を要しないことその他適切な措置を講ずるものとする。

(書類の提出者への教示等)

第39条 知事等又は提出先機関は、当該知事又は提出先機関に書類の提出をしようとする者又は提出をした者（以下「提出者」という。）に対し、提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第2項に規定する公文書として同条例による開示の請求の対象となることを教示するものとする。ただし、書類が郵送その他の持参によらない方法により提出された場合であって教示をするために別に費用を要するときは、この限りでない。

2 知事又は提出先機関は、前項ただし書に該当する場合であっても、提出された書類の補正を命ずるときその他の提出者に対する連絡を行うときは、当該提出者に対し同項本文に定める内容を教示するよう努めるものとする。

3 知事等又は提出先機関は、提出を求める書類は事務に必要な最小限の範囲のものとすることに留意するとともに、提出者の求めに応じ、当該書類の提出を求める理由を示すものとする。この場合において、提出者は、当該書類を提出する必要性がないと料するときは、知事等又は提出先機関に対し、その旨を申し出ることができる。

4 知事等又は提出先機関は、前項後段の規定による申出を受けたときは、当該申出の内容を検討の上、当該検討の結果を当該申出をした者に対し回答するとともに、必要に応じ、適切な措置を講ずるものとする。

(条例の教示)

第40条 知事等、提出先機関、届出先機関、主宰者又は行政指導に携わる者は、必要に応じ、申請をしようとする者、申請者、不利益処分の名宛人となるべき者、名宛人若しくは関係人、行政指導の相手方又は届出をしようとする者に対しこの条例の内容を教示するよう努めるものとする。

(補助金等へのこの条例の適用)

第41条 条例等に基づく補助金、交付金その他の給付金(相当の反対給付を受けないものに限る。)又は貸付金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の目的に従って交付するものを除く。以下この条において「補助金等という。)に係る次に掲げる行為は、処分とみなして、この条例の規定を適用する。

- (1) 補助金等の交付又は貸付けの決定
- (2) 補助金等の交付又は貸付けの決定を取り消し、若しくは変更し、又はその額を変更する行為
- (3) 補助金等の交付又は貸付けの対象となる事業の内容等の変更を承認する行為

(法律等に基づく処分等に関する措置)

第42条 知事等、法令により当該知事等と異なる県の機関が法第2条第3号に規定する申請の提出先とされている場合における当該機関、同号に規定する許認可等に携わる者、法第17条第1項に規定する主宰者又は法令により法第2条第7号に規定する届出の提出先とされている県の機関(知事等を除く。)は、同条第2号に規定する処分又は同条第7号に規定する届出(法令の規定により法の規定の全部又は一部が適用されないこととされたものを除く。)について、第6条の2、第9条第3項、第39条又は第40条に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民からの依頼に対する対応)

第43条 行政機関は、県民(県民を構成員とする団体等を含む。)から行われた県の後援名義の使用の依頼、講師等の派遣の依頼、物品等の借用の依頼その他これらに類する依頼(法第2条第3号に規定する申請又は同条第7号に規定する届出に該当するもの

(条例の教示)

第40条 知事等、提出先機関、主宰者又は行政指導に携わる者は、必要に応じ、申請をしようとする者、申請者、不利益処分の名あて人となるべき者、名あて人若しくは関係人、行政指導の相手方又は届出をしようとする者に対しこの条例の内容を教示するよう努めるものとする。

(補助金等へのこの条例の適用)

第41条 条例等に基づく鳥取県補助金等交付規則第2条第1項に規定する補助金等及び貸付金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の目的に従って交付するものを除く。)に係る行為は、処分、行政指導又は届出とみなして、この条例の規定を適用する。

(法律等に基づく処分等に関する措置)

第42条 知事等、法令により当該知事等と異なる県の機関が法第2条第3号に規定する申請の提出先とされている場合における当該機関、同号に規定する許認可等に携わる者又は法第17条第1項に規定する主宰者は、法第2条第2号に規定する処分又は同条第7号に規定する届出のうち第2条第4号に規定する処分又は同条第8号に規定する届出に該当するもの以外のもの(法その他の法律又は法律に基づく命令の規定により法の規定の全部又は一部が適用されないこととされたものを除く。)について、第6条の2、第9条第3項、第39条又は第40条に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民からの依頼に対する対応)

第43条 知事等は、県民(県民を構成員とする団体等を含む。)から行われた県の後援名義の使用の依頼、講師等の派遣の依頼、県の施設又は設備の使用の依頼その他これらに類する依頼(法第2条第3号に規定する申請、第2条第5号に規定する申請、法

<p>を除く。)に対して、当該依頼に応じないときは、当該依頼を行った者に対し、次に掲げる事項を教示するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>依頼に応じないことに異議があるときは異議の申出を行うことができる旨及び当該申出を行うべき行政機関の名称</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定により教示を受けた者は、<u>行政機関が同項の依頼に応じないことに異議があるときは、同項第3号に規定する行政機関に対し異議の申出を行うことができる。</u></p> <p>4 <u>前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u></p> <p>(2) <u>当該依頼の内容</u></p> <p>(3) <u>当該依頼に応じるべきであると思料する理由</u></p> <p>(4) <u>その他参考となる事項</u></p> <p>5 <u>行政機関は、第3項の規定による申出を受けたときは、必要な調査を行い、その結果を当該申出をした者に対し通知するとともに、その結果に基づき必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p><u>第2条第7号に規定する届出及び第2条第9号に規定する届出に該当するものを除く。)に対して、当該依頼に応じないときは、当該依頼を行った者に対し、次に掲げる事項を教示するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>依頼に応じないことに異議があるときに、その異議を申し出ることのできる行政機関の名称</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定により教示を受けた者は、<u>知事等が依頼に応じないことに異議があるときは、同項第3号に規定する行政機関の長に対し異議の申出を行うことができる。</u></p> <p>4 <u>行政機関の長は、前項の規定により異議の申出を受けたときは、当該申出の内容を調査の上、必要な措置を講ずるとともに、当該対応の結果を当該異議を申し出た者に対し回答するものとする。</u></p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(鳥取県税条例の一部改正)

2 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(鳥取県行政手続条例の適用除外)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 鳥取県行政手続条例第3条、第4条又は<u>第34条第5項</u>に定めるもののほか、県の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例<u>第34条第4項</u>及び第35条の規定は、適用しない。</p>	<p>(鳥取県行政手続条例の適用除外)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 鳥取県行政手続条例第3条、第4条又は<u>第34条第3項</u>に定めるもののほか、県の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例<u>第34条第2項</u>及び第35条の規定は、適用しない。</p>

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第7号**

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
33 鳥取県地域医療介護総合確保基金	高齢者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、医療及び介護を総合的に確保すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。	33 鳥取県地域医療介護総合確保基金	高齢者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、医療及び介護を総合的に確保すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。
34 鳥取県和牛振興戦略基金	和牛の改良増殖を推進し、付加価値の高い牛肉の生産を促進すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。	34 鳥取県和牛振興戦略基金	和牛の改良増殖を推進し、付加価値の高い牛肉の生産を促進すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第8号**

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号アの業務 業務に従事した日1日につき<u>8,000円</u></p> <p>(2) 前項第1号イ又はウの業務 業務に従事した日1日につき<u>7,500円</u></p> <p>(3) 前項第2号から第4号まで及び第6号の業務 次に掲げる業務に従事した時間（人事委員会規則で定める時間に限る。）の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 1時間以上2時間未満 <u>750円</u></p> <p>イ 2時間以上3時間未満 <u>1,500円</u></p> <p>ウ 3時間以上4時間未満 <u>2,250円</u></p> <p>エ 4時間以上5時間未満 <u>3,000円</u></p> <p>オ 5時間以上6時間未満 <u>3,750円</u></p> <p>カ 6時間以上 <u>4,500円</u></p> <p>(4) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、被害が特に甚大な非常災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置される災害をいう。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合に</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号アの業務 業務に従事した日1日につき<u>3,200円</u></p> <p>(2) 前項第1号イ又はウの業務 業務に従事した日1日につき<u>3,000円</u></p> <p>(3) 前項第2号から第4号まで及び第6号の業務 次に掲げる業務に従事した時間（人事委員会規則で定める時間に限る。）の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 1時間以上2時間未満 <u>600円</u></p> <p>イ 2時間以上3時間未満 <u>1,200円</u></p> <p>ウ 3時間以上4時間未満 <u>1,800円</u></p> <p>エ 4時間以上5時間未満 <u>2,400円</u></p> <p>オ 5時間以上6時間未満 <u>3,000円</u></p> <p>カ 6時間以上 <u>3,600円</u></p> <p>(4) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、被害が特に甚大な非常災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置される災害をいう。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合に</p>

おける第1項第1号アの業務に係る同項の手当の額は、前項第1号に定める額に8,000円を加算した額とする。

おける第1項第1号アの業務に係る同項の手当の額は、前項第1号に定める額に3,200円を加算した額とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第9号**

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「<u>退職日給料月額</u>」という。）に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。</p>			<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下<u>同じ</u>。）に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。</p>		
退職者	年数	割合	退職者	年数	割合
<p>1 傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下この表、次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、<u>地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「<u>自己都合等退職者</u>」</u>とい</p>	略		<p>1 傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「<u>自己都合退職者</u>」という。）で、勤続期間が20年未満のもの</p>	略	

う。)で、勤続期間が20年未 満のもの	
2 勤続期間が20年未満である <u>自己都合等退職者</u> 及び次条又 は第5条の規定に該当する者 を除き、退職した者	略

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職  
手当の基本額)

第4条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるも  
のに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額  
に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に  
掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄  
に定める割合を乗じて得た額とする。

略
---

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基  
本額)

第5条 略

(退職手当の調整額)

第8条の2 退職した者に対する退職手当の調整額  
は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規  
定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の  
属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する  
月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規  
定による休職（公務上の傷病による休職、通勤によ  
る傷病による休職及び職員の休職の事由を定める条  
例（昭和56年鳥取県条例第7号）第2条第1号に掲  
げる事由による休職を除く。）、教育公務員特例法  
（昭和24年法律第1号）第26条の規定による大学院  
修学休業、地方公務員法第29条の規定による停職そ  
の他これらに準ずる理由により現実に職務に従事す  
ることを要しない期間のある月（現実に職務に従事  
することを要する日のあった月を除く。以下「休職  
月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。  
）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号  
に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額  
（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も  
多いものから順次その順位を付し、その第1順位か  
ら第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月  
に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計  
した額とする。

(1) 第1号区分 65,000円

2 勤続期間が20年未満である <u>自己都合退職者</u> 及び次条又は 第5条の規定に該当する者を 除き、退職した者	略

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職  
手当の基本額)

第4条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるも  
のに対する退職手当の基本額は、退職の日における  
その者の給料月額（以下「退職日給料月額」とい  
う。）に、その者の勤続期間が該当する同表の年数  
の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割  
合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

略
---

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 略

(退職手当の調整額)

第8条の2 退職した者に対する退職手当の調整額  
は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規  
定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の  
属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する  
月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規  
定による休職（公務上の傷病による休職、通勤によ  
る傷病による休職及び職員の休職の事由を定める条  
例（昭和56年鳥取県条例第7号）第2条第1号に掲  
げる事由による休職を除く。）、教育公務員特例法  
（昭和24年法律第1号）第26条の規定による大学院  
修学休業、地方公務員法第29条の規定による停職そ  
の他これらに準ずる理由により現実に職務に従事す  
ることを要しない期間のある月（現実に職務に従事  
することを要する日のあった月を除く。以下「休職  
月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。  
）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号  
に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額  
（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も  
多いものから順次その順位を付し、その第1順位か  
ら第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月  
に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計  
した額とする。

(1) 第1号区分 50,000円

(2) 第2号区分 <u>59,550円</u>	(2) 第2号区分 <u>45,850円</u>
(3) 第3号区分 <u>54,150円</u>	(3) 第3号区分 <u>41,700円</u>
(4) 第4号区分 <u>43,350円</u>	(4) 第4号区分 <u>33,350円</u>
(5) 第5号区分 <u>32,500円</u>	(5) 第5号区分 <u>25,000円</u>
(6) 第6号区分 <u>27,100円</u>	(6) 第6号区分 <u>20,850円</u>
(7) 第7号区分 <u>21,700円</u>	(7) 第7号区分 <u>16,700円</u>
(8) 略	(8) 略
2・3 略	2・3 略
4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。	4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの <u>第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u>	(1) <u>退職した者のうち自己都合退職者以外のもの</u> でその勤続期間が5年以上24年以下のもの <u>第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額</u>
(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの <u>0</u>	(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの <u>前号</u> の規定により計算した額の2分の1に相当する額
(3) <u>自己都合等退職者</u> でその勤続期間が10年以上24年以下のもの <u>第1項</u> の規定により計算した額の2分の1に相当する額	(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの <u>0</u>
(4) <u>自己都合等退職者</u> でその勤続期間が9年以下のもの <u>0</u>	(4) <u>自己都合退職者</u> でその勤続期間が10年以上24年以下のもの <u>第1号</u> の規定により計算した額の2分の1に相当する額
5 略	(5) <u>自己都合退職者</u> でその勤続期間が9年以下のもの <u>0</u>
	5 略
附 則	附 則
1～27 略	1～27 略
28 昭和62年3月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職していた者が、引き続いて日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であつて同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が	28 昭和62年3月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職していた者が、引き続いて日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であつて同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和

<p>承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p>	<p>62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p>
<p>29～33 略</p>	<p>29～33 略</p>
<p>34 平成10年10月21日に<u>日本国有鉄道改革法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団</u>（以下「旧事業団」という。）の職員として<u>在職していた者</u>（日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員として引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p>	<p>34 平成10年10月21日に<u>日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団</u>（以下「旧事業団」という。）の職員として<u>在職する者</u>（<u>同法附則第25条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法</u>（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員として引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p>
<p>35～37 略</p>	<p>35～37 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成25年鳥取県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条の改正規定を次のように改める。

<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額) 第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職</p>	<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額) 第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職</p>
--	--

員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
1 傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下この表、次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「自己都合等退職者」という。）で、勤続期間が20年未満のもの	略	
略		

員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
1 傷病（ <u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項</u> に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下この表、次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「自己都合等退職者」という。）で、勤続期間が20年未満のもの	略	
略		

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第10号**

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～サ 略 <u>シ 公益社団法人とっとり被害者支援センター</u> <u>ス</u> 略 <u>セ</u> 略</p> <p>(2) <u>公立大学法人公立鳥取環境大学</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～サ 略 <u>シ</u> 略 <u>ス</u> 略</p> <p>(2) <u>公立大学法人鳥取環境大学</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。



鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第11号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 知事の事務部局の職員 <u>2,876人</u> ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,866人</u> イ 略 (2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機 関の職員 <u>2,323人</u> ア 県立学校の職員 <u>2,069人</u> イ 略 (3)～(9) 略 (10) 県費負担教職員 <u>4,169人</u> 2 略	(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 知事の事務部局の職員 <u>2,888人</u> ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,878人</u> イ 略 (2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機 関の職員 <u>2,318人</u> ア 県立学校の職員 <u>2,064人</u> イ 略 (3)～(9) 略 (10) 県費負担教職員 <u>4,207人</u> 2 略

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

鳥取県附属機関条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成27年 3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第12号**

鳥取県附属機関条例の一部を改正する等の条例

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第1条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
鳥取県総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項に規定する鳥取県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に関する事項	鳥取県教育協働会議	鳥取県の子どもの学びの質の向上の取組その他の教育振興施策に関する事項
略		略	
鳥取県地震防災調査研究委員会	(1) 地震による被害の想定の見直しに関する事項 (2) 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に規定する津波浸水想定の設定その他の津波防災対策に関する事項	鳥取県地震防災調査研究委員会	地震による被害の想定の見直しに関する事項
		鳥取県津波対策検討委員会	津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に規定する津波浸水想定の設定その他の津波防災対策に関する事項
略		略	
鳥取県文化芸術振興審議会	鳥取県文化芸術振興条例(平成15年鳥取県条例第53号)第17条第1項に規定する事項	鳥取県文化芸術振興審議会	鳥取県文化芸術振興条例(平成15年鳥取県条例第53号)第17条第1項に規定する事項
略		鳥取県アーティスト・リゾート・イン・トットリ事業評価委員会	芸術家が活動しやすい環境づくりを県全域に広げていくための事業の評価に関する事項
略		略	
鳥取県精神保健福祉医療協議会	略 (5) 薬物等依存症の患者に対する支援に有用な地域資源の状況及び各種施策に関する事項	鳥取県精神保健福祉医療協議会	略 (5) 薬物・アルコール等依存症の患者に対する支援に有用な地域資源の状況及び各種施策に関する事項

	(6) <u>アルコール健康障がい対策に関する事項</u>		(6) <u>精神科救急医療体制の整備に関する事項</u>
鳥取県障害者介護給付費等不服審査会	(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第97条第1項の審査請求に関する事項 (2) 児童福祉法第56条の5の5第1項の審査請求に関する事項	鳥取県障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第97条第1項の審査請求に関する事項
鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会	障がい者の芸術・文化活動の推進のための施策に関する事項		
鳥取県障害者施策推進協議会	(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項各号に掲げる事項 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項に規定する事項	鳥取県障害者施策推進協議会	(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項各号に掲げる事項 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項に規定する事項 (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第2項に規定する事項
略		略	
鳥取県喀痰吸引等研修実施委員会	鳥取県 <small>かくたん</small> 喀痰吸引等 <small>かくたん</small> を安全に実施する知識と技能を習得するための研修に関する事項	鳥取県 <small>かくたん</small> 喀痰吸引等 <small>かくたん</small> 研修実施委員会	鳥取県 <small>かくたん</small> 喀痰吸引等 <small>かくたん</small> を安全に実施する知識と技能を習得するための研修に関する事項
		鳥取県「支え愛」まちづくり推進プロジェクトチーム	高齢者等援護が必要な者の見守り体制の構築、在宅生活支援その他の安全安心に暮らせる環境の整備に関する事項
略		略	
鳥取県有害図書類指定審査会	青少年に有害な図書類等の指定に関する事項	鳥取県有害図書類指定審査会	青少年に有害な図書類等の指定に関する事項
		鳥取県障害児通所給付費等不服審査会	児童福祉法第56条の5の5第1項の審査請求に関する事項
		鳥取県子どもの心の診療ネットワーク会議	子どもの心の問題に対応する人材育成並びにネットワーク構築に向けた協力及び連携のあり方に関する事項
		鳥取県重症心身障がい児・者関係医療機関会議	重症心身障がい児及び重症心身障がい者並びにこれらの家族の支援体制の整備に関する事項
鳥取県発達障がい	発達障がい児及び発達障がい	鳥取県発達障がい	発達障がい児及び発達障がい

者支援体制整備検討委員会	者並びにこれらの家族の支援体制の整備に関する事項
略	
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項各号に掲げる事項
略	
食のみやこ鳥取県推進協議会	(1) 鳥取県ふるさと認証食品の認証に関する事項
	(2) 「食のみやこ鳥取県」特産品コンクールにおける優れた特産品の選定に関する事項
	(3) 県内において生産若しくは製造加工された製品又は県内で生産若しくは伝承されている材料、技術等を用いて県外において生産若しくは製造加工された製品の利用促進等に関する事項
略	
鳥取県土地収用事業認定審議会	土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7第1項に規定する事項
略	

別表第2（第2条関係）

者支援体制整備検討委員会	者並びにこれらの家族の支援体制の整備に関する事項
鳥取県ペアレントメンター運営委員会	発達障がい児の保護者が相談相手となって、発達障がい児の家族を支援する活動に関する事項
略	
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項各号に掲げる事項
鳥取県医工連携推進プロジェクト推進委員会	県内における医療機器開発の事業化の促進に関する事項
略	
とっとり県産品利用促進協議会	とっとり県産品（県内において生産若しくは製造加工された製品又は県外において生産若しくは製造加工された製品であって、材料、技術等が県内で生産又は伝承されているものをいう。）の利用促進等に関する事項
鳥取県「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール審査会	鳥取県の優れた特産品の選定に関する事項
鳥取県ふるさと認証食品協議会	鳥取県ふるさと認証食品（県内で製造された特色ある加工食品をいう。）の認証に関する事項
略	
鳥取県土地収用事業認定審議会	土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7第1項に規定する事項
鳥取沿岸の砂浜海岸復元・港内堆砂抑制に向けた技術検討委員会	構造物を設置しないで鳥取県の美しい砂浜海岸の土砂の流れの連続性を恒久的に確保するシステムの導入等に関する事項
略	

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第8条各号に掲げる事項
略	
鳥取県就学支援委員会	障がいのある児童、生徒等の就学先及び転学等に関する事項
鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会	特別支援学校における技能検定に関する事項
鳥取県特別支援学校通学支援検討委員会	特別支援学校の児童及び生徒の通学支援に関する事項
鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会	特別支援学校における医療的な介助行為の実施に関する事項
略	
鳥取県グローバル・リーダー育成事業運営指導委員会	世界で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校における教育課程の開発・実践等の体制整備に関する事項
鳥取県高校生英語弁論大会審査会	鳥取県高校生英語弁論大会における優秀な発表者の選考に関する事項
鳥取県高校生理数課題研究等発表会審査会	鳥取県高校生理数課題研究等発表会における優秀な発表者の選考に関する事項
略	
鳥取県立鳥取商業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	地域で活躍できる人材育成のあり方に関する事項
鳥取県立鳥取工業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
略	
鳥取県立倉吉農業高等学校地域の産業界と学校のネッ	

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第9条各号に掲げる事項
略	
鳥取県就学指導委員会	障がい児の障がいの種類及び程度に応じた就学指導に関する事項
鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会	特別支援学校における医療的な介助行為の実施に関する事項
鳥取県ICT活用教育推進協議会	情報通信技術を活用した教育の推進に関する事項
略	
鳥取県グローバル・リーダー育成事業運営指導委員会	世界で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校における教育課程の開発・実践等の体制整備に関する事項
鳥取県立鳥取商業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	地域で活躍できる人材育成のあり方に関する事項
略	
鳥取県立倉吉農業高等学校地域の産業界と学校のネッ	

トワーク会議		トワーク会議	
鳥取県立倉吉総合産業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議			
略		略	
略		略	
鳥取県学校の安全教育推進委員会	学校の実践的な安全教育の充実を図ることを目的とした事業の実施に関する事項	鳥取県学校の防災教育推進委員会	学校の実践的な防災教育の充実を図ることを目的とした事業の実施に関する事項
略		略	

(鳥取県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第2条 鳥取県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成18年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「<u>障害者総合支援法</u>」という。)第98条第1項(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の5の5第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、鳥取県障害者介護給付費等不服審査会(以下「<u>不服審査会</u>」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>不服審査会は、次に掲げる審査請求について調査審議する。</u></p> <p>(1) <u>障害者総合支援法第97条第1項の審査請求</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法第56条の5の5第1項の審査請求</u></p> <p>2 知事は、<u>前項に規定する審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、不服審査会に諮問するものとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>審査請求の内容が障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による給付を受ける者の負担に関する不服であるとき。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(定数等)</p> <p>第3条 略</p> <p>(関係人等に対する報酬)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「<u>法</u>」という。)第98条第1項の規定に基づき、<u>法第97条第1項の審査請求(以下「<u>審査請求</u>」という。)</u>の事件を取り扱わせるため、鳥取県障害者介護給付費等不服審査会(以下「<u>不服審査会</u>」という。)を設置する。</p> <p>2 知事は、<u>審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、不服審査会に審査を求めものとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>審査請求に係る処分の内容が法第19条第1項の介護給付費等の支給に係る当該支給を受ける者の負担に関するものであるとき。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(定数等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(関係人等に対する報酬)</p>

<p><u>第4条 不服審査会の調査審議のために出頭した関係人又は診断その他の調査をした医師等に支給する報酬</u>については、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）別表第1に規定する附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員の例による。</p>	<p><u>第3条 法第103条第2項の規定により支給すべき報酬</u>については、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）別表第1に規定する附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員の例による。</p>
---	---

（鳥取県障害児通所給付費等不服審査会条例の廃止）

第3条 鳥取県障害児通所給付費等不服審査会条例（平成24年鳥取県条例第3号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県附属機関条例別表第2に掲げる鳥取県就学指導委員会の委員に任命されている者は、改正後の鳥取県附属機関条例別表第2に掲げる鳥取県就学支援委員会の委員に任命されているものとみなす。